

在留資格一覧表

別表第1

(1)

| 在留資格 | 本邦において行うことができる活動 | 在留期間 |
|------|--|-----------|
| 外交 | 日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは國際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動 | 任務にある期間 |
| 公用 | 日本国政府の承認した外国政府若しくは國際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動（この表の外交の項の下欄に掲げる活動を除く。） | 任務にある期間 |
| 教授 | 本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動 | 3年、1年又は6月 |
| 芸術 | 収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（(2)の表の興行の項の下欄に掲げる活動を除く。） | 3年、1年又は6月 |
| 宗教 | 外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動 | 3年、1年又は6月 |
| 報道 | 外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動 | 3年、1年又は6月 |

(2)

| 在留資格 | 本邦において行うことができる活動 | 在留期間 |
|---------|---|-----------|
| 投資・経営 | 本邦において貿易その他の事業の経営を開始し若しくは本邦におけるこれらの事業に投資してその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事し又は本邦においてこれらの事業の経営を開発した外国人（外国法人を含む。以下この項において同じ。）若しくは本邦におけるこれらの事業に投資している外国人に代わってその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項の下欄に掲げる資格を有しなければ法律上行うこときかないこととされている事業の経営若しくは管理に従事する活動を除く。） | 3年、1年又は6月 |
| 法律・会計業務 | 外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動 | 3年、1年又は6月 |
| 医療 | 医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動 | 1年又は6月 |

| | | |
|-----------|---|------------|
| 研究 | 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動 ((1)の表の教授の項の下欄に掲げる活動を除く。) | 1年又は6月 |
| 教育 | 本邦の小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校、専修学校又は各種学校若しくは設備又は編制についてこれに準ずる教育機関における語学教育その他の教育をする活動 | 1年又は6月 |
| 技術 | 本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他自然科学の分野に属する技術又は知識を要する業務に従事する活動 ((1)の表の教授の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の投資・経営の項、医療の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。) | 1年又は6月 |
| 人文知識・国際業務 | 本邦の公私の機関との契約に基づいて行う法律学、経済学、社会学その他的人文学科の分野に属する知識を必要とする業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動 ((1)の表の教授の項、芸術の項及び報道の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の投資・経営の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。) | 1年又は6月 |
| 企業内転勤 | 本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術の項又は人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動 | 1年又は6月 |
| 興行 | 演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動 (この表の投資・経営の項の下欄に掲げる活動を除く。) | 1年、3月又は30日 |
| 技能 | 本邦の公私の期間との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動 | 1年又は6月 |

(3)

| 在留資格 | 本邦において行うことができる活動 | 在留期間 |
|------|--|----------|
| 文化活動 | 収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動 ((4)の表の留学の項から研修の項までの下欄に掲げる活動を除く。) | 1年又は6月 |
| 短期滞在 | 本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動 | 90日又は15日 |

(4)

| 在留資格 | 本邦において行うことができる活動 | 在留期間 |
|------|--|--------------|
| 留学 | 本邦の大学若しくはこれに準ずる機関、専修学校の専門課程、外国において12年の学校教育を修了した者に対して本邦の大学に入学するための教育を行う機関又は高等専門学校において教育を受ける活動 | 1年又は6月 |
| 就学 | 本邦の高等学校若しくは盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部、専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校（この表の留学の項の下欄に規定する機関を除く。）若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において教育を受ける活動 | 1年、6月又は3月 |
| 研修 | 本邦の公私の機関により受け入れられて行う技術、技能又は知識の修得をする活動（この表の留学の項及び就学の項の下欄に掲げる活動を除く。） | 1年、6月又は3月 |
| 家族滞在 | (1)の表、(2)の表又は(3)の表の上欄の在留資格（外交、公用及び短期滞在を除く。）をもって在留する者又はこの表の留学、就学若しくは研修の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動 | 3年、1年、6月又は3月 |

(5)

| 在留資格 | 本邦において行うことができる活動 | 在留期間 |
|------|-------------------------|--|
| 特定活動 | 法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動 | 1 法第7条第1項 第2号の告示で定める活動を指定される者にあっては、3年、1年又は6月 2 1以外の活動を指定される者にあっては、1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間 |

別表第2

| 在留資格 | 本邦において有する身分又は地位 | 在留期間 |
|----------|---|--|
| 永住者 | 法務大臣が永住を認める者 | 無期限 |
| 日本人の配偶者等 | 日本人の配偶者若しくは民法(明治29年法律第89号)第817条の2の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者 | 3年、1年又は6月 |
| 永住者の配偶者等 | 永住者の在留資格をもって在留する者若しくは平和条約国籍離脱者等入管特例法に定める特別永住者(以下「永住者等」と総称する。)の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者 | 3年、1年又は6月 |
| 定住者 | 法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者 | 1 法第7条第1項第2号の告示で定める地位を認められる者にあっては、3年、1年又は6月 2 1以外の地位を認められる者にあっては、3年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間 |

(注) 在留資格は、出入国管理及び難民認定法別表第1及び別表第2の上欄に掲げるものによる。

職業分類の内容例示

| 職業名 | 職業例示 |
|------------|--|
| 医療・保健技術者 | 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、助産婦、保健婦、栄養士、看護婦、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、臨床検査技師、衛生検査技師 |
| 技術者 | 鉱山技術者、金属製鍊技術者、機械技術者、電気技術者、化学生産技術者、建築技術者、土木技術者、農林技術者、情報処理技術者 |
| 教員 | 幼稚園教員、小学校教員、中学校教員、高等学校教員、大学教員、盲ろう・養護学校教員、各種学校教員 (学校の事務職員及び技術職員は除く。) |
| 芸術家・芸能家 | 彫刻家、画家、工芸美術家、デザイナー、写真家、カメラマン、音楽家、舞踏家、俳優、演芸家 |
| 文芸家・著述家 | 小説家、シナリオ作家、作詩家、音楽評論家、経済評論家、翻訳作家、劇作家、編集者 |
| 記者 | 新聞記者、雑誌取材記者、ルポライター |
| 科学研究者 | 医・薬学研究員、工学研究員、化学研究員、物理学研究員、経済学研究員、教育研究員、史料研究員、国語研究員 |
| 宗教家 | カトリック司祭、司教、神父、宣教師、牧師、伝導師 |
| その他専門家・技術家 | 弁護士、公認会計士、税理士、保母、職業スポーツ家、個人教師 |
| 管理的職業従事者 | 社長、取締役、監査役、団体理事、大学理事、部長、課長、支店長、工場長 |
| 事務従事者 | 一般事務員、会社事務員、集金人、各種メーター検査員、速記者、タイピスト、電子計算機等操作員 |
| 貿易従事者 | 輸出業者、輸入業者、貿易商、バイヤー(貿易業者) |
| 販売従事者 | 小売店主、卸売店主、飲食店主、販売店員、行商・露店販売従事者、再生資源卸売・回収従事者、商品仲立人、外交員、不動産仲介人・売買人、質屋店主・店員 |
| 農林業従事者 | 農耕・養蚕作業者、養畜作業者、植木職、造園師、育材作業者、伐木・造林作業者、集材・運材作業者、製炭・製薪作業者 |

| | |
|-------------|--|
| 漁業従事者 | 漁ろう作業者、海草・貝採取作業者、漁ろう船の船長・航海士・機関士、水産養殖作業員 |
| 採鉱・採石従事者 | 採鉱員、採炭員、石切出作業者、じやり・砂・粘土採取作業者、支柱員、坑内運搬員、選鉱員、選炭員 |
| 運輸・通信従事者 | 自動車運転者、鉄道運転従事者、船舶運転従事者（漁ろう船を除く）、航空機運転従事者、甲板員、船舶機関員、無線通信士、無線通信技術員、電話交換手 |
| 技能工・生産工程従事者 | 金属材料製造作業者、金属加工作業者、一般機械器具組立・修理作業者、電気機械器具組立・修理作業者、輸送機械組立・修理作業者、時計・計器・光学機械器具組立・修理作業者、製糸・紡織作業者、衣服・繊維製品製造作業者、木・竹・草・つる製品製造作業者、パルプ・紙・紙製品製造作業者、印刷・製本作業者、ゴム・プラスチック製品製造作業者、かわ製品製造作業者、窯業・土石製品製造作業者、飲食料品製造作業者、化学製品製造作業者、建設作業者、定置機関・機械及び建設機械運転作業者、電気作業者 |
| 一般労働者 | 船内・沿岸荷役作業者、陸上荷役・運搬作業者、倉庫作業者、配達員、荷造工、清掃員 |
| サービス業従事者 | 守衛、監視員、家事手伝い、家政婦、理・美容師、浴場従事者、クリーニング工、調理人、バーテンダー、給仕従事者、接客社交係、芸者、ダンサー、娯楽場等の接客員、物品一時預り人、旅館等の主人・番頭、下宿・アパートの管理人、舎監・寮母、広告宣伝員 |
| 無職 | 職業欄に「なし」、「無職」等の職業がない旨の表示のあるもの（斜線、主婦・学生を含む。） |
| 不詳 | 職業欄に記入はあるものの分類が不能なもの。 |

(注) 職業分類は、日本標準職業分類（総務庁編）による。